

平成 1 7 事業年度

事業報告書

独立行政法人農林漁業信用基金

1 業務の目的及び内容

(1) 業務の目的

独立行政法人農林漁業信用基金は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。）の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。

このほか、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づき、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。

(2) 業務の内容

独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）、農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）、農業災害補償法、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）、中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）及び漁業災害補償法に基づき次の業務を行っている。

- ① 農業信用保険業務 …………… ア 農業信用基金協会等が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等についての保険を行うこと。
イ 農業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。
ウ 農業信用基金協会が行う農業経営改善促進資金業務に必要な資金を貸し付けること。
- ② 農業災害補償関係業務 …………… 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。
- ③ 林業信用保証業務 …………… ア 林業者等がその経営の改善に資する資金等を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。
イ 林業者等及び木材卸売業者等が計画的に木材の生産又は流通の合理化を図るために必要な資金を供給する事業を行う都道府県に対し、これに必要な資金を貸し付けること。
ウ 農林漁業金融公庫等に対し、森林整備活性化資金の融通に必要な資金を無利子で寄託すること。
- ④ 漁業信用保険業務 …………… ア 漁業信用基金協会等が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。

イ 漁業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。

ウ 漁業信用基金協会が行う漁業経営改善促進資金業務に必要な資金を貸し付けること。

⑤ 漁業災害補償関係業務 … 漁業共済団体の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。

2 事務所の所在地

〒101-8506 東京都千代田区内神田一丁目1番12号 コープビル

3 資本金の総額及び政府の出資額並びにこれらの増減

	総 額	うち政府出資額
期首資本金総額 (平成17年4月1日)	2,052億円	1,701億円
期中増減額	0億円	—
期末資本金総額 (平成18年3月31日)	2,052億円	1,701億円

4 役員の定数及び任期並びに役員の氏名、役職及び任期

(1) 定数及び任期

理事長 1人 任期4年
副理事長 1人 任期4年
理事 5人以内 任期2年
監事 2人 任期2年

(2) 氏名、役職及び任期

氏 名	役 職	任 期
堤 芳 夫	理 事 長	平成17年4月1日～19年9月30日
加 藤 鐵 夫	副理事長	平成15年10月1日～19年9月30日
石 原 一 郎	理 事	平成17年10月1日～19年9月30日(再任)
山 川 雅 典	理 事	平成17年10月1日～19年9月30日(再任)
小 林 敏 章	理 事	平成17年10月1日～19年9月30日(再任)
百 足 芳 徳	理 事	平成15年10月1日～17年7月18日
荒 木 喜一郎	理 事	平成17年10月1日～19年9月30日(再任)
糸 知 文	理 事	平成17年10月1日～19年9月30日(再任)
坂 本 健 嗣	監 事	平成17年10月1日～19年9月30日(再任)
井 川 洋 右	監 事	平成17年10月1日～19年9月30日(再任)

5 常勤職員の定数及びその増減

期首（平成17年4月1日）	1 2 4 名
期中増減	—
期末（平成18年3月31日）	1 2 4 名

6 法人の沿革

(1) 独立行政法人農林漁業信用基金の前身である認可法人農林漁業信用基金は、昭和62年10月1日に農林漁業信用基金法（昭和62年法律第79号）の施行により、農業信用保険協会（昭和41年8月設立）、林業信用基金（昭和38年10月設立）及び中央漁業信用基金（昭和49年10月設立）が統合し、設立された。

その後、平成12年4月1日に農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（平成11年法律第69号）が施行され、農業共済基金の業務を承継した。

(2) 特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）を実施するため、平成15年10月1日に独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）が施行され、認可法人農林漁業信用基金は解散し、独立行政法人農林漁業信用基金が設立された。

7 根拠法

独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）

8 主務大臣

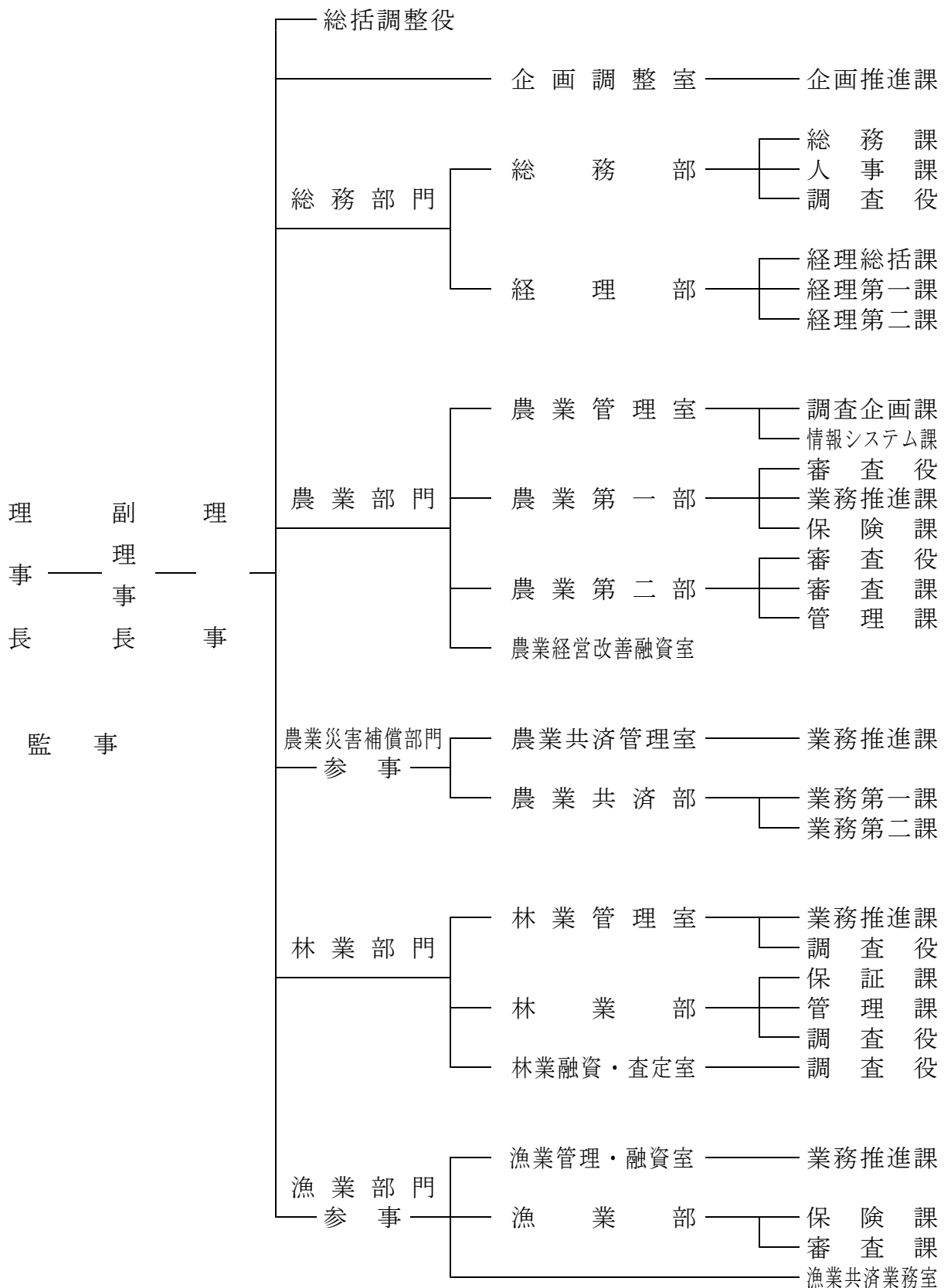
農林水産大臣及び財務大臣

ただし、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する事項並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項（給与及び退職手当の支給の基準に関するものを除く。）については、農林水産大臣

9 年度計画に定めた項目ごとの実績

別添のとおり

10 法人の組織図（平成18年3月31日現在）



独立行政法人農林漁業信用基金 平成17年度業務実績報告書

(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	事業年度報告
<p>第1 中期目標の期間 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6ヶ月間とする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>信用基金は、農林漁業金融政策の一環として、農業・漁業の信用基金協会（以下「基金協会」という。）が行う債務の保証についての保険、林業者等の融資機関からの借入れに係る債務の保証等を行うことにより、農林漁業者の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にして農林漁業の健全な発展に資することを目的とするものである。</p> <p>また、自然災害や不慮の事故による損失を補填することにより農漁業経営の安定に資する災害補償制度の一環として、共済団体等に対して共済金等の支払に必要な資金の貸付けを行っている。</p> <p>信用基金がその役割を的確に果たすには、多岐にわたる業務を一体的に運営し、一つの法人として、効率的な業務運営体制を確立</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとった措置</p>

することが必要不可欠である。このことは、第4で定める信用基金の財務内容の改善にも資するものである。

このため、信用基金は、以下の点を踏まえて業務運営を行うものとする。

1 事業費の削減・効率化

事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）については、中期目標の期間中に、平成14年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

1 事業費の削減・効率化

事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）について、その支出の可否を検討し、効率化を期するため、中期目標の期間中に、平成14年度比で5%以上削減する。

1 事業費の削減・効率化

事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）について、効率化を図る観点から、以下の点など支出の要否及び支出方法等について引き続き検討を行う。

- ・極力有利な条件での借入れ等による借入金利息の縮減
- ・サービスの選定等に当たっての求償権回収に係る費用対効果への配慮

1 事業費の削減・効率化

(1) 事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）については、745億11百万円の支出であり、平成14年度予算対比で32.3%の削減となった（決算対比では3.5%の削減）。

平成14年度 予算 (A)	平成17年度 決算 (B)	削減率 (B-A) ÷ A	参 考	
			14年度決算 (C)	削減率 (B-C) ÷ C
110,109 百万円	74,511 百万円	▲32.3%	77,211 百万円	▲3.5%

この要因は、事業費のうち

- ① 保険事業費（農業、漁業の保険金等）及び保証事業費（林業の代位弁済費等）が、それぞれ14年度予算対比で9.2%、50.7%の減となったこと。
- ② 事業費の大宗を占める貸付事業費（17年度決算585億円）については、農業・漁業の低利預託基金、林業の推進資金に係る貸付が、長引く低金利情勢により制度金融の有利性が薄れたことを反映して、14年度予算対比で36.1%の減となったことが挙げられる。

(2) 事業費の削減に直接つながる取組として、

- ① 林業信用保証業務における農林漁業金融公庫に対する資金寄託業務の財源として、平成17年度は、次表のとおり2回にわたって長期借入れを行った。
借入れにあたっては、一層の事業費の節減につながるよう平成17年度から一般競争入札を実施した。

	借入時期	借入金額	借入利率
上期	17年 6月	9億72百万円	0.320%
下期	17年10月	19億82百万円	0.637%

- ② サービスへの委託に当たっては、全国的に事業実施していること、同様の債権についての取扱実績があること等を考慮して2社を選定するとともに、委託費の支払いについては回収実績の一定の割合を支払う方法とし、費用対効果に配慮した。

この結果、平成17年度におけるサービスによる回収額が108百万円であったのに対し、支払った委託経費は47百万円となった。

			<p>(3) さらに、代位弁済額や支払保険金の抑制に向けての取組として、信用基金が保証契約の当事者となる林業信用保証業務においては、審査協議会において協議を行うなど厳正な保証審査を行うことにより代位弁済の抑制に努めているところである。また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務及び漁業信用保険業務においては、基金協会との情報の共有に努めるとともに、基金協会の審査の精度の向上に資するよう、大口保険引受及び大口保険金請求に関して基金協会との事前協議を徹底することで、保険事故の発生抑制に取り組んでいるところである。</p>
<p>2 業務運営体制の効率化 4分野（農業・林業・漁業・農業災害補償）に分かれている事務所を統合するとともに、前倒しで独立行政法人化時点で定員削減を行うほか、その効果を踏まえた組織体制・人員配置を見直し、人員の削減を行う。</p>	<p>2 業務運営体制の効率化 (1) 4分野（農業・林業・漁業・農業災害補償）に分かれている事務所を統合するとともに、前倒しで独立行政法人化時点で3名の定員削減を行うほか、その効果を踏まえつつ、総務、経理等の管理部門の再編等、業務の質や量に対応した組織体制・人員配置を見直し、人員の削減を行う。</p>	<p>2 業務運営体制の効率化 (1) 経理部の体制の見直しなどを通じ、組織体制・人員配置の見直しを行う。</p>	<p>2 業務運営体制の効率化 (1) 経理部の組織体制について、平成17年11月1日に経理総括課並びに経理第一課及び経理第二課に再編成し、出納事務、資金運用事務及び給与振込事務について経理総括課において一元的処理を行うこととし、これにより経理事務の効率化、円滑化を図った。</p> <p>(2) 常勤職員数については、計画的な人員削減を行うこととし、平成17年度においては2名の削減を行った。</p>
<p>また、職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。</p>	<p>(2) 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。</p>	<p>(2) 職員の能力の向上を図るため、中期研修計画に基づいた研修を引き続き実施する。</p>	<p>(1) 中期研修計画に基づき平成17年度研修計画を作成し、以下のとおり研修を実施した。</p> <p>①新規採用者研修（新規採用者に信用基金の業務を理解させるための研修、4月）</p> <p>②専門研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正民法研修（根保証制度に係る民法改正に関する研修、5月） ・個人情報の保護関係研修（個人情報の保護に関する適切な取扱いのための研修、7月） ・経済・金融情勢研修（最近の経済・金融の情勢、金利の動向に関する研修、2月） ・農林漁業の将来展望に係る研修（農業を取巻く情勢、農政の動向に関する研修、3月） ・業務の効率的な運営に係る研修（独立行政法人としての業務の効率的運営に関する研修、3月） <p>③現地研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業の経営実態の把握（千葉県内、花卉温室団地などにおいて農業・漁業の現場作業体験研修、9月） <p>④自己啓発研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス研修（コンプライアンスの理解を深め、職員倫理の適正化に関する研修、1月） <p>⑤他法人等が行う以下の研修に職員を参加させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府関係法人会計事務研修（財務省会計センター主催、10～11月） ・予算編成支援システム研修（財務省主計局主催、10月） ・評価・監査セミナー（総務省行政評価局主催、8月） <p>⑥金融・保証等に関する通信教育研修</p> <p>(2) 研修終了後においては、受講者にレポートを求め習熟度の点検を行った。また、今後の研修計画へ反映させるためアンケートを実施した。</p>

<p>3 経費支出の抑制 一般管理費について、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%以上抑制する。</p>	<p>3 経費支出の抑制 すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費について、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%以上の節減を行う。</p>	<p>3 経費支出の抑制 すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費の節減を行う。</p>	<p>3 経費支出の抑制 (1) 一般管理費については、20億2百万円の支出であり、平成14年度予算対比で24.7%の削減となった(決算対比では12.3%の削減)。</p> <table border="1" data-bbox="1151 264 2074 411"> <thead> <tr> <th rowspan="2">平成14年度 予算 (A)</th> <th rowspan="2">平成17年度 決算 (B)</th> <th rowspan="2">削減率 (B-A)÷A</th> <th colspan="2">参 考</th> </tr> <tr> <th>14年度決算 (C)</th> <th>削減率 (B-C)÷C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,659 百万円</td> <td>2,002 百万円</td> <td>▲24.7%</td> <td>2,284 百万円</td> <td>▲12.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>この要因は、事務所統合による事務所借料の節減、人員削減や給与引き下げによる人件費の削減、電算システム(農業保険)の自主運用による委託費の節減等によるものである。</p> <p>(2) なお、林業信用保証業務においては、一般管理費について国庫補助金の交付を受けていることを踏まえ、平成17年度業務運営方針において経費削減に向けて取り組む事項を定め、一層の一般管理費の縮減に取り組んだ。具体的には、経費削減委員会を設置し、四半期ごとの予算の執行管理(出張計画の調整による旅費の効率的使用等)を行った。また、一般競争入札を積極的に導入した。</p>	平成14年度 予算 (A)	平成17年度 決算 (B)	削減率 (B-A)÷A	参 考		14年度決算 (C)	削減率 (B-C)÷C	2,659 百万円	2,002 百万円	▲24.7%	2,284 百万円	▲12.3%
平成14年度 予算 (A)	平成17年度 決算 (B)	削減率 (B-A)÷A	参 考												
			14年度決算 (C)	削減率 (B-C)÷C											
2,659 百万円	2,002 百万円	▲24.7%	2,284 百万円	▲12.3%											
<p>4 内部監査の充実 業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体</p>	<p>4 内部監査の充実 業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体</p>	<p>4 内部監査の充実 信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制の充実・強化を図るため、</p>	<p>4 内部監査の充実 (1) 平成17年度の内部監査年度計画及び実施計画を策定し、これに基づき内部監査を実施した。また、年度計画・実施計画の策定及び監査報告書のとりまとめに当たっては、監事と協議・意見交換を行い、連携を図った。</p>												

<p>制を充実・強化する。</p>	<p>制を充実・強化する。</p>	<p>平成16年度に規程類を整備したところであり、常勤監事と連携しつつ、内部監査年度計画に基づき内部監査を適切に実施する。</p>	<p>① 農業部門及び農業災害補償関係部門を対象とした内部監査を実施し、保険業務に係る通知書の取扱及び貸付業務に係る取扱要領等の改善を図った。 また、前年度に実施した総務部門に対し、フォロー監査を行い、改善状況を確認した。 ② 全部門に共通する業務に関する内部監査として、出張報告の実施状況について内部監査を実施した。</p> <p>(2) 内部監査の一層の充実、職員の内部監査に対する理解の増進を図るため、担当職員の監査能力の向上のための研修及び職員に対するコンプライアンス研修を実施した。</p>
<p>5 評価・点検の実施 保証保険等に係る評価手法について、総務省「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価書」等を踏まえつつ検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを順次導入する。</p>	<p>5 評価・点検の実施 (1) 保証保険等に係る評価手法について、必要に応じて有識者を活用しつつ、総務省「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価書」や他の政府系金融機関の検討状況等を踏まえて検討する。 (2) (1)の検討結果を踏まえ、信用基金内部に横断的な業務の評価・点検チームを設置するなど体制整備を行い、評価結果を業務運営に反映させる仕組みを順次導入する。</p>	<p>5 評価・点検の実施 保証保険や資金の貸付に係る評価手法についての検討結果を踏まえ、横断的な業務の評価・点検チームを設置するなど体制整備を行い、評価結果を業務運営に反映させる仕組みを検討する。</p>	<p>5 評価・点検の実施 (1) 各業務において、評価シートに基づく平成16年度の業績評価を実施した。 (2) また、評価結果を業務運営に反映させる仕組みを導入するため、独立行政法人農林漁業信用基金評価・点検要領を制定し、各業務を横断的に二次評価する評価・点検委員会を設置した。</p>
<p>6 情報処理システムの効率的な開発・運用 各部門共通の会計システムを開発し、経理処理の迅速化・効率化を図るとともに、業務運営の効率化に必要な不可欠な情報処理システムの開発・改良を行う。この場合、システムの設計の段階から投資の合理化・効率化に配慮し、システム開発費・運用経費を適正なものとする。</p>	<p>6 情報処理システムの効率的な開発・運用 各部門共通の会計システムを開発し、経理処理の迅速化・効率化を図る等業務運営の効率化を実現するために必要不可欠な情報処理システムの開発・改良を行う。 この場合、設計、業務処理方法の設定の段階から投資の合理化・効率化に配慮し、システム開発費を適正なものとする。その際、現行システムの運用面での課題等を十分に分析し、シス</p>	<p>6 情報処理システムの効率的な開発・運用 既に開発した各種システムの適切な運用を図るとともに、以下の取組を進める。 (1) 農業信用保険業務の保険引受システムに係る自主運用化については、平成17年度前半の本格稼働を目指すとともに、その安定運用に努める。</p>	<p>6 情報処理システムの効率的な開発・運用 ○ これまでに開発した各種システムについて、その適切な運用を図るとともに、信用基金における情報化を総合的・計画的に推進するため、情報化総括責任者（CIO）及び情報化推進委員会を設置した。 ○ 農業信用保険業務においては、保険引受システムに係る自主運用化について、平成17年4月末にデータ移行を完了し、計画どおり平成17年5月から本格稼働した。この結果、①データ補正事務の効率化、②電算機使用料等の削減、が図られた。 また、保険料率改定に係るシステム修正を行うとともに、システムの安定運用に努めた。</p>

	<p>テムの拡張性を確保するとともに、次期システムの運用経費については、抑制する。</p>	<p>(2) 林業信用保証業務においては、統合的な経営管理ができるシステムの適切な運用により、引き続き効率的な業務運営や保証利用者向けのサービスの向上を図る。</p>	<p>○ 林業信用保証業務においては、システムの適切な運用により効率的な業務運営を図るとともに、システムを活用した保証利用者の財務分析やアドバイスの実施などサービスの向上を図った。</p>
		<p>(3) 漁業信用保険業務においては、効率的に事故率等を分析するためのシステムの機能の拡充を図る。</p>	<p>○ 漁業信用保険業務においては、事故率・回収率について各年推移状況の表示を可能とする保険料率算定に係るシステムの修正を行い、その分析機能の拡充を図った。</p>
		<p>(4) 農業災害補償関係業務においては、引き続き、農業共済団体等の財務等調査システムを運用・改良し、集計処理の効率化等を図る。</p>	<p>○ 農業災害補償関係業務においては、農業共済団体等の財務等調査システムについて、集計項目・出力帳票の修正及び改良、財務分析指標の追加により、集計処理の効率化、機能の拡充を図った。</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>信用基金は、利用者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するため、国民一般の理解が得られるよう留意しつつ、以下の点を踏まえて業務運営を行うものとする。</p> <p>1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担の軽減を図るため、</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担等の軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 事務処理の迅速化</p>
<p>① 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上</p>	<p>(1) 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上</p>	<p>(1) 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、以下のとおり標準処理</p>	<p>○ 各業務に関し、実際の全処理件数に対する標準処理期間内に処理された件数の割合は、以下のとおりであり、全てについて目標（8割以上）を上回る結果となった。</p> <p>なお、標準処理期間内に処理できなかったものは、書類不備が主な原因であり、整備され次第速やかに処理されている。</p>

に資する観点から、標準処理期間を設け、その期間内に案件の8割以上を処理する。

に資する観点から、以下のとおり標準処理期間を設け、その期間内に案件の8割以上を処理する。

期間を設け、平成17年度においては、その期間内に案件の8割以上を処理する。

ア 保険通知の処理・保険料徴収

ア 保険通知の処理・保険料徴収

月次処理（月次処理）

月次処理

イ 保険金支払審査
27日(30日)

イ 保険金支払審査
27日

ウ 納付回収金の受納
月次処理（月次処理）

ウ 納付回収金の受納
月次処理

エ 保証審査
7日(8日)

エ 保証審査
7日

オ 代位弁済
150日(180日)

オ 代位弁済
150日

カ 貸付審査
農業長期資金

カ 貸付審査
農業長期資金

償還日と同日付貸付
(償還日と同日付貸付)

償還日と同日付貸付

農業短期資金
月3回(5のつく日)

農業短期資金
月3回(5のつく日)

(月3回(5のつく日))
農業災害補償

農業災害補償

4日(5日)
林業

4日
林業

3日(4日)
漁業長期資金

3日
漁業長期資金

償還日と同日付貸付
(償還日と同日付貸付)

償還日と同日付貸付

漁業短期資金
10日(30日)

漁業短期資金
10日

漁業災害補償
4日(5日)

漁業災害補償
4日

※()内は、実績値

② 基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実にを行う。

(2) 基金協会等関係機関との間で、保険引受、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実にを行う。

(2) 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件の事前打ち合わせ

業 務		全処理件数 (A)	標準処理期間 内の処理件数 (B)	標準処理期間 内の処理割合 (B÷A)	(参考) 16年度実績
農 業	保険通知の処理・保険料徴収	106,384件	105,714件	99%	98%
	保険金支払審査	3,454件	3,319件	96%	96%
	納付回収金の受納	54,746件	54,746件	100%	100%
林 業	農業長期資金の貸付審査	269件	269件	100%	100%
	農業短期資金の貸付審査	96件	96件	100%	96%
漁 業	保証審査	1,925件	1,734件	90%	89%
	代位弁済	83件	78件	94%	87%
	貸付審査	44件	44件	100%	100%
農 業	保険通知の処理・保険料徴収	47,483件	47,483件	100%	100%
	保険金支払審査	79件	79件	100%	100%
	納付回収金の受納	9,143件	9,143件	100%	100%
	漁業長期資金の貸付審査	287件	287件	100%	100%
漁業短期資金の貸付審査	4件	4件	100%	100%	
農 災	貸付審査	15件	15件	100%	100%
漁 災	貸付審査	23件	23件	100%	100%

	<p>せ、大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施する。</p>	<p>について協議を実施した（４６件）。</p> <p>(3) 大口保険引受案件（注）については、対象案件のすべて（３５６件）について事前協議を実施した。</p> <p>（注）大口保険引受案件とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 当該案件の保険価額が１億円以上 イ 同一被保証者に係る案件が２以上あり、その合計保険価額が１億円以上 ウ １千万円以上の当該案件の引受結果により保険価額が１億円以上 <p>(4) 大口保険金請求予定案件（注）については、対象案件のすべて（３４件）について、代位弁済前の事前協議を実施した。</p> <p>（注）大口保険金請求予定案件とは、次に該当するものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 個人にあつては請求額が３千万円以上 イ 法人にあつては請求額が５千万円以上 <p>(5) この他、「審査関連情報」、「事故防止のためのヒント集」の配布や会議における説明を通じて、保証引受審査や事故防止における着眼すべき項目を基金協会に周知した。</p>	
	<p>(3) 漁業信用保険業務において、大口保証引受についての事前打合せや、基金協会との求償権に関する情報の共有化を引き続き実施する。</p>		<p>(1) 漁業信用保険業務については、事務処理の迅速化と、審査の精度の向上を目的として、大口保証引受及び大口保険金請求に関して、基金協会と事前協議を行ったほか、求償権に関する情報を基金協会と共有している。また、平成１７年度の大口保証引受審査に向けて「審査ポイント」を各基金協会に通知するとともに、平成１７年４月１日付けで、漁業保証保険取扱要領に「大口保証引受事前協議案件検討資料」の様式を追加した。</p> <p>(2) 大口保証引受案件（注）については、対象案件のすべて（２７件）について事前協議を実施した。</p> <p>（注）大口保証引受案件とは、次に該当するものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 保証の額が次の額を超えるもの <ul style="list-style-type: none"> ① 遠洋かつお・まぐろ漁業 ２億円 ② その他漁業 １億円 ③ 水産業協同組合 ３億円 イ 保証を行った後の被保証者に係る保証残高が、次の額を超えるもの <ul style="list-style-type: none"> ① 遠洋かつお・まぐろ漁業 ６億円 ② その他漁業 ３億円 ③ 水産業協同組合 ６億円 <p>(3) 大口保険金請求予定案件（注）については、対象案件のすべて（４３件）について、代位弁済前の事前協議を実施した。</p> <p>（注）大口保険金請求予定案件とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 代位弁済額が５千万円以上 イ 基金協会が事務処理の困難性が高いと判断したもの <p>(4) 基金協会から「求償権分類管理表」及び「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、回収見込み額及び回収経過等についての情報を共有し、求償権の管理・回収の強化を図った。</p>

<p>③ 専決権限の弾力化を行う 等により、事務処理の迅速化を図る。</p>	<p>(3) 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。</p>	<p>(4) 引き続き、業務処理の方法の見直しを行う。</p>	<p>(1) 経理事務において、ファーム・バンキングを導入することにより、資金の支払・管理事務の迅速化を図った。 (2) 消耗品等の購入・管理を一元化することにより、事務の効率化を図った。</p>																																				
<p>2 利用者に対する積極的な情報提供及び利用者の意見の反映 ホームページでの情報提供を行うこと等により、利用者に対して業務の紹介を分かりやすく行う。ホームページで提供する情報については、更新に要する期間を1週間以内とし、情報提供の迅速化を図る。</p>	<p>2 利用者に対する積極的な情報提供及び利用者の意見の反映 (1) ホームページでの情報提供を行うこと等により、利用者に対して業務の紹介を分かりやすく行う。ホームページで提供する情報については、更新に要する期間を1週間以内とし、情報提供の迅速化を図る。また、中期計画期間中毎年度平均で6,000件以上のアクセス件数となるようにする。</p>	<p>2 利用者に対する積極的な情報提供及び利用者の意見の反映 (1) 効率的な情報提供媒体であるホームページを引き続き活用して、利用者や国民一般に対し農林漁業の制度金融や信用基金の業務の紹介を分かりやすく行う。 ホームページで提供する情報については、引き続き、更新に要する期間を1週間以内とし、情報提供の迅速化を図る。 これらの結果として、平成17年度において12,000件以上のアクセス件数となるようにする。</p>	<p>2 利用者に対する積極的な情報提供及び利用者の意見の反映 (1) 事務所統合前には、業務ごとに作成していたホームページについて、信用基金の業務等を分かりやすく伝えられるよう、平成17年4月に集約・リニューアルした。 (2) さらに、以下のとおり、ホームページの内容を充実した。 ① 融資機関に郵送していた林業信用保証業務に係る債務保証依頼書や債務保証協議書等の書類について、ホームページに様式集を設け、簡便に入手できるようにした。 ② 台風や地震による災害に伴い被災者が必要とする保証の相談に応じるため、相談窓口を設置し、その旨を掲載した。 ③ 「NEWS」欄を新設し、新着情報へのアクセスを容易にした。 ④ 個人情報保護法の施行に伴い、「個人情報の保護について」欄を新設し、プライバシーポリシーや法定公表事項を掲載した。 ⑤ サイトマップを掲載するとともに、文字を拡大し、読みやすくした。 (3) 公表すべき事項は下記のとおりすべて1週間以内に掲載した。</p> <table border="1" data-bbox="1137 906 1989 1295"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>基準日</th> <th>掲載日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員の退任・任命</td> <td>4 / 1</td> <td>4 / 4</td> </tr> <tr> <td>業務方法書変更</td> <td>4 / 1</td> <td>4 / 1</td> </tr> <tr> <td>特定資金の指定</td> <td>4 / 20</td> <td>4 / 20</td> </tr> <tr> <td>役職員の報酬・給与</td> <td>6 / 30</td> <td>6 / 30</td> </tr> <tr> <td>役員の退任・任命</td> <td>7 / 19</td> <td>7 / 19</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人評価委員会の評価結果</td> <td>9 / 2</td> <td>9 / 8</td> </tr> <tr> <td>16年度決算及び財務諸表</td> <td>9 / 30</td> <td>10 / 3</td> </tr> <tr> <td>退職公務員の状況</td> <td>10 / 3</td> <td>10 / 3</td> </tr> <tr> <td>職員給与規程改正</td> <td>12 / 1</td> <td>12 / 6</td> </tr> <tr> <td>役員給与規程改正</td> <td>12 / 1</td> <td>12 / 6</td> </tr> <tr> <td>18年度計画</td> <td>3 / 31</td> <td>4 / 4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 平成17年度のホームページアクセス件数は32,175件であり、目標値(12,000件)を上回った。</p>	事 項	基準日	掲載日	役員の退任・任命	4 / 1	4 / 4	業務方法書変更	4 / 1	4 / 1	特定資金の指定	4 / 20	4 / 20	役職員の報酬・給与	6 / 30	6 / 30	役員の退任・任命	7 / 19	7 / 19	独立行政法人評価委員会の評価結果	9 / 2	9 / 8	16年度決算及び財務諸表	9 / 30	10 / 3	退職公務員の状況	10 / 3	10 / 3	職員給与規程改正	12 / 1	12 / 6	役員給与規程改正	12 / 1	12 / 6	18年度計画	3 / 31	4 / 4
事 項	基準日	掲載日																																					
役員の退任・任命	4 / 1	4 / 4																																					
業務方法書変更	4 / 1	4 / 1																																					
特定資金の指定	4 / 20	4 / 20																																					
役職員の報酬・給与	6 / 30	6 / 30																																					
役員の退任・任命	7 / 19	7 / 19																																					
独立行政法人評価委員会の評価結果	9 / 2	9 / 8																																					
16年度決算及び財務諸表	9 / 30	10 / 3																																					
退職公務員の状況	10 / 3	10 / 3																																					
職員給与規程改正	12 / 1	12 / 6																																					
役員給与規程改正	12 / 1	12 / 6																																					
18年度計画	3 / 31	4 / 4																																					

	<p>(2) 農業信用保険業務においては、保証引受等の情報・データを冊子にとりまとめ、基金協会をはじめ関係機関に引き続き提供する。</p>	<p>○ 農業信用保険業務において、保証引受等の情報・データを冊子にとりまとめ、基金協会をはじめ関係機関に提供している。平成17年度は以下のとおり実施した。</p> <p>① 機関誌「農業信用保証保険」(隔月発行) 保険の引受動向、保険金支払、回収状況といった業務に関する情報のほか、経済・金融動向、農業情勢などの一般情報について掲載・提供した。 なお、平成17年第6号(平成17年11月発行)より読者アンケートのページを設け、掲載記事に対する意見を広く求めることとした。</p> <p>② 「事故防止のためのヒント集」(年1回発行・小冊子) 保険金支払額1千万円以上の大口保険金支払案件の事故事例をもとに、今後の事故防止、保証引受審査等の対応で教訓となるものを取りまとめた「事故防止のためのヒント集」を作成し平成18年3月に配布した。</p> <p>③ 「審査関連情報」(年1回発行・小冊子) 保証引受審査において参考となる田畑価格の調査結果、主要農畜産物価格の動向などの情報やデータを「審査関連情報」としてとりまとめて平成18年3月に配布した。</p> <p>④ 「保険事業概況」(年1回発行・冊子) 農業信用保険業務の概況を取りまとめた「保険事業概況」を作成し6月に配布した。</p> <p>⑤ 「農業信用保証・保険業務要覧」(年1回発行・冊子) 各基金協会の行う保証業務と信用基金の行う保険業務について、全国統計と協会別統計に整理した過去10年程度のデータ及び農業信用保証・保険制度をとりまく参考資料をとりまとめた「農業信用保証・保険業務要覧」を作成し12月に配布した。</p> <p>⑥ 「農業信用保証保険年報」(年1回発行・冊子) 農業信用保証保険事業の動向や当該年度の特徴をとりまとめた「農業信用保証保険年報」を作成し平成18年3月に配布した。</p>
	<p>(3) 林業信用保証業務においては、解説書等を活用して、PR活動の推進を引き続き図る。</p>	<p>(1) 保証の利用促進を図るため、解説書等を活用して、保証サービス内容の積極的なPR活動を以下のように行った。</p> <p>① 重点推進期間を定め、26道県の融資機関等を訪問の上、制度及び保証内容について説明し、保証利用の促進に努めた。</p> <p>② 「林業信用保証連絡協議会」を開催し、業界団体等に対し、基金の業務への理解の促進に努めた。</p> <p>③ 「都道府県信用基金担当者及び相談員会議」を開催し、都道府県及び信用基金相談員に対し説明し、PR活動・保証利用の促進に努めた。</p> <p>④ 都道府県が開催する「農林漁業信用基金連絡協議会」において、融資機関等に対し、利用促進が図られるようPR活動に努めた。</p> <p>(2) 林業・木材産業者等に対する経営診断を引き続き行った。</p>
	<p>(4) 平成15年度より開始した漁業信用基金協会とのネットワークへの参加協会の増加を引き続き図る。</p>	<p>○ 保険の引受動向、保険金支払、回収状況といった業務に関する情報や統計データ(月例)を提供できるネットワークについて、参加協会からの要望に応じたプログラム修正等を行い、利便性の向上を図った。また、平成18年3月に開催された全国漁業信用基金協会常勤役員・参事会議において各協会に対し、ネットワークへの参加要請を行った。 平成17年度末の参加協会数は平成16年度末の7協会から1協会増の8協会となった。</p>
	<p>(5) 農業災害補償関係業務については、引き続き、農業</p>	<p>○ 農業災害補償関係業務については、NOSAIイントラネットを活用して、前年度に引き続き、農業共済団体等の財務等調査結果(統計表及び調査結果の概要とりまとめ)、貸付取扱要領の一部改正</p>

		<p>共済団体等を相手先とするNOSAIイントラネットを活用し、具体的かつ詳細な情報提供を行う。</p>	<p>に関する情報などを提供した。</p>
<p>また、利用者の意見を定期的に聴取し、これを業務運営に反映させる。</p>	<p>(2) アンケート調査等の実施により、利用者の意見を定期的に聴取し、これを業務運営に反映させる。</p>	<p>(6) アンケート調査や各種会議の開催を通じて、利用者の意見を聴取する。また、こうして集めた利用者の意見については、会議での協議・説明、意見の対応の整理の励行等を通じて業務運営に反映させるよう努める。</p>	<p>○ 信用基金の各業務において、アンケートの実施、会議を通じて利用者の意見を聴取し、それらの意見を業務運営に反映させるよう努めた。</p> <p>① 農業信用保険業務関係 農協を対象にしたアンケートの実施や基金協会・農林中央金庫で構成する農業信用保険運営協議会の開催を通じて、農業信用保証保険制度に関する意見の収集を行った。また、信用基金、基金協会で構成する全国専門部会を開催し、基金協会の保証手続の簡素化等審査基準の見直しの考え方をとりまとめた。</p> <p>② 林業信用保証業務関係 ア アンケートの実施 2回にわたって、林業・木材業者を対象に「林材業の業況動向調査」を実施し、その結果を取りまとめ、利用者、都道府県及びマスコミ等に配布して周知を図った。 イ ワンポイントアドバイスに関するアンケートの実施 保証利用者の財務状況を分析し、改善へ向けた助言を行うワンポイントアドバイスについて、素材生産業者向けにも試行的に実施するなど、さらに拡充して実施した。 これに関連してアンケートを実施したところ「参考となった」との回答を多く得ている。</p> <p>③ 漁業信用保険業務関係 ア 漁業信用保険連絡協議会の開催 漁業関係団体、農林中央金庫及び(社)漁業信用基金中央会を構成員とする「漁業信用保険連絡協議会」を平成17年7月に開催し、平成16年度決算や保証保険業務等について意見交換を行った。 イ ブロック会議への出席 平成17年7月～11月に開催の基金協会主催のブロック会議に出席し、漁業信用保険業務の運営に当たっての基本方針について説明し、意見交換を行った。 ウ 全国漁業信用基金協会常勤役員・参事会議の開催 平成18年3月に(社)漁業信用基金中央会との共催にて開催し、平成18年の保証引受に当たっての留意事項等について説明し、意見交換を行った。</p> <p>④ 農業災害補償関係業務関係 ア アンケートの実施 利用者である農業共済団体の意見を事業運営に反映させるため、NOSAIイントラネットを活用して、農業共済団体の財務調査に関するアンケートを実施した。 その結果、財務等調査システムについて、財務分析指標の追加の要望があったことから、次年</p>

			<p>度調査に当該要望を反映させるよう、同システムの改良を行った。</p> <p>イ 農業災害補償運営協議会の開催 農業共済団体の代表及び学識経験者を構成員とする「農業災害補償運営協議会」を平成17年度に2回開催し、平成16年度決算、業務実績や貸付期間に応じた貸付金利の設定について報告し、意見交換を行った。</p> <p>⑤ 漁業災害補償関係業務関係 平成17年4月、9月に開催された全国漁業共済組合連合会主催の漁業共済組合ブロック会議に出席し、貸付等の利用促進を図るため、漁業共済組合に対し業務内容を説明し、意見交換を行った。</p>
<p>3 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p>	<p>3 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率及び保証料率については、農林漁業の特性を踏まえつつ、引受審査能力の向上等により事故率が過大とならないよう適正な業務運営を行うことを前提として、リスクを勘案した水準に設定する。</p>	<p>3 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定</p>	<p>3 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定</p>
	<p>① 保険料率及び保証料率水準を随時点検し、必要に応じ料率等の見直しを行う。その際、以下の措置を講じる。 ・保険料率及び保証料率算定委員会を設置する。 ・保険料率及び保証料率の見直しをルール化する。</p>	<p>(1) 農業信用保険業務については、平成17年7月からの新規引受分から新たな保険料率を適用する。また、引き続き、保険料率算定委員会において事故率等保険料率の算定要素の動向について分析するなど点検を行う。</p>	<p>(1) 保険料率の改正 農業信用保険業務については、保険収支悪化の原因である特定資金（国の制度資金）について、リスクに応じた区分を行った上で保険料率を次のように改定し、平成17年7月からの新規引受分から適用した。 ① 農業経営改善資金（リスクが相対的に低いもの）について、約2割の引上げ ア 保険期間が5～15年のもの 0.12% → 0.15% イ 保険期間が15年以上のもの 0.10% → 0.12% ② 農業経営維持資金（リスクが相対的に高いもの）について、保険期間の区分をなくし、約4割の引上げ</p> <p>(2) また、保険料率算定委員会を3回開催し、平成17年7月に改定した特定資金に係る保険料率の検証・点検及び今後の検討課題についての検討を行った。 この結果、引き続き、事故率等算定要素の動向等を注視し、分析・点検を行うこととした。 第1回 平成17年7月27日 改定後保険料率と直近実績に基づく算定料率の水準の比較 第2回 平成18年3月15日、第3回 平成18年3月31日 改定後保険料率の算出基礎である平成16年度理論値保険料率と平成17年度理論値保険料率と水準の比較、及び今後の検討課題</p>
		<p>(2) 林業信用保証業務については、保証料率算定委員会において事故率等保証料率</p>	<p>○ 林業信用保証業務については、保証料率算定委員会を2回開催し、事故率等保証料率の算定要素の動向について分析するなど点検を行った。 この結果、林業・木材産業の体質・業況を踏まえつつ、今後の保証料率のあり方について、引き続</p>

		<p>の算定要素の動向について分析するなど随時点検を行う。</p>	<p>き、代位弁済率等算定要素の動向等を注視し、分析・点検を行うこととした。</p> <p>第1回 平成18年3月15日 林業・木材産業の動向及び事業実績に基づく保証料、代位弁済、求償権回収の推移と動向</p> <p>第2回 平成18年3月30日 実値保証料の試算と保証料水準の検討</p>
		<p>(3) 漁業信用保険業務については、保険料率算定委員会において事故率等保険料率の算定要素の動向について分析するなど随時点検を行う。</p>	<p>○ 漁業信用保険業務については、保険料率算定委員会を2回開催し、保険料率水準について保険収支及び保険料率（理論値）の観点から、資金種類毎に次に掲げる分析・検討を行った。</p> <p>この結果、漁業の実態、漁業経営を取り巻く諸情勢を踏まえ、今後の保険料率のあり方について、引き続き、事故率等算定要素の動向等を注視し、分析・点検を行うこととした。</p> <p>第1回 平成18年2月16日 保険収支に関し、保険料、支払保険金、回収納付金の推移と動向</p> <p>第2回 平成18年3月23日 保険料率に関し、平成14年度理論値保険料率と平成15、16、17年度理論値保険料率の比較</p>
	<p>② 林業信用保証については、利用者ごとのリスクの違いにも配慮した保証料率の導入を平成15年10月1日に行う。</p>		<p>平成15年度に措置済み</p>
	<p>③ 信用基金職員及び基金協会向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。</p>	<p>(4) 基金協会職員向けに保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。</p>	<p>○ 農業信用基金協会及び信用基金の職員を対象とした研修会を、以下のとおり開催した。</p> <p>① 求償権管理回収等事務研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期：平成17年9月8日～9日 ・参加者数：45協会から53名 信用基金から14名 ・研修内容：①求償権の管理回収事例研究 <li style="padding-left: 20px;">②破産法、民法、不動産登記法の改正 <li style="padding-left: 20px;">③債権の管理回収 ・満足度：97%（参加者のアンケート結果） <p>② 保証審査実務担当者研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期：平成17年11月24日～25日 ・参加者数：41協会から54名 信用基金から15名 ・研修内容：担保評価の実務 ・満足度：98%（参加者のアンケート結果）
	<p>④ 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。</p>	<p>(5) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。</p>	<p>(1) 農業信用保険業務関係</p> <p>① 信用基金職員の資質の向上を図るため、求償権管理回収等事務研修会や保証審査実務担当者研修会に職員を参加させたほか、通信教育研修等を実施した。</p> <p>② 基金協会との個別協議を、以下のとおり実施した。</p> <p>ア 引受・期中管理に係る個別協議の実施</p> <p>大口保険引受案件について、事前協議を行った（356件）。また、大口保険引受案件のうち経営不振先のものについて、経営状況及び期中管理状況を把握等のための現地協議を実施した（7協会）。さらに、保証要綱等の制定・改正等について個別協議を実施した（6協会）。</p>

			<p>イ 支払・回収に係る個別協議の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大口保険金請求予定案件について、代位弁済前の事前協議を実施した（34件）。 ・事故多発の要因及びその改善策等について、保険金請求が多い基金協会と現地協議を実施した（6協会）。 ・求償権回収納付見込額の達成に向けて大口債務者の回収見通し、回収方策等についての現地協議を実施した（7協会）。 <p>ウ 基金協会からの申し出に基づく個別協議の実施</p> <p>大口代位弁済予定案件や求償権の回収方針、償却方針等について、個別協議を実施した（16協会）。</p> <p>③ 基金協会の保証審査・求償権回収の実務に役立つよう以下の冊子を作成し、配布した。</p> <p>ア 「事故防止のためのヒント集」</p> <p>保険金支払につながった事故事例をもとに、今後の事故防止、引受審査において参考となる情報をまとめたもの。</p> <p>イ 「審査関連情報」</p> <p>保証審査において参考となる情報やデータなどをまとめたもの。</p> <p>④ 法務相談</p> <p>基金協会から寄せられた6件の法務相談のすべてについて、顧問弁護士への相談や、参考文献の活用等により回答した。</p> <p>(2) 漁業信用保険業務関係</p> <p>① 大口保証引受案件（27件）及び大口保険金請求案件（43件）について、基金協会と事前協議を行った。</p> <p>② （社）漁業信用基金中央会主催の全国研修会へ職員3名を参加させた。</p> <p>開催時期：平成17年12月8日～9日</p> <p>研修内容：求償権の回収事例、時効管理</p> <p>③ 基金協会から寄せられた2件の相談のいずれについても現地打合せを行う等対応した。</p>
<p>また、貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>(2) 貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>(6) 貸付金利については、引き続き、以下のとおり、貸付目的、市中金利との兼ね合い等を考慮した適切な水準に設定する。</p> <p>① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における貸付金利は、日本銀行が作成する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率のうち、貸付期間に対応する</p>	<p>○ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務においては、農業信用保証保険法及び中小漁業融資保証法の規定に基づき、基金協会の保証能力の維持増大及び保証債務の円滑な履行に資するため、基金協会への貸付を行っている。</p> <p>この貸付金利については、貸付先の基金協会の保証引受に係る財務基盤の強化（基金の減耗を防ぎ、調達コストを軽減。）に資するよう、日本銀行が作成する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率のうち、貸付期間に対応するものに1/2を乗じて得た率としている。平成17年度は、「預入期間ごとの利率のうち、貸付期間に対応した率」が0.019%～0.042%だったため、貸付金利は0.0095%～0.021%とし、農業で365件、漁業</p>

		<p>ものに1/2を乗じて得た率とする。</p> <p>② 林業信用保証業務における貸付金利は、日本銀行が作成する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間が1年の利率が1%未満のときは、当該利率とする。</p> <p>③ 農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務における貸付金利は、短期プライムレートを基準とした率とする。</p>	<p>で291件の貸付を実行した。</p> <p>○ 林業信用保証業務においては、木材産業等高度化推進資金制度に係る都道府県への資金貸付を行っている。この制度は、都道府県が信用基金からの借入金と自己資金を併せて金融機関に預託し、それを原資に金融機関が林業者等に低金利で貸付を行う仕組みとなっている。本制度における信用基金の貸付金利については、林野庁長官通知において「日本銀行が作成する『預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について』における『預入金額が1千万円以上の定期預金の1週間の預入期間別平均年利率』に掲げる預入期間が1年の利率が1%未満のときは、当該利率とすること」としている。基金としてもこれに則して金利設定をしているところである。平成17年度にはこれが0.031%と1%未満であったため、貸付利率は0.031%とし、44件の貸付を実行した。</p> <p>(1) 農業災害補償関係業務 農業災害補償関係業務においては、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に必要な資金の貸付けを行っている。この貸付金利については、短期プライムレートを基準とし、1.375%とした。 平成17年12月1日からは、資金需要実態を踏まえ、次の貸付金利に改定した。 3月以内 0.400% 3月超6月以内 0.850% 6月超1年以内 1.275%</p> <p>(2) 漁業災害補償関係業務 漁業災害補償関係業務においては、漁業共済団体が行う再共済事業等に係る再共済金等の支払に必要な資金の貸付けを行っている。この貸付金利については、短期プライムレートを基準とし、1.375%で貸付けた。</p>																					
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 信用基金が行う業務は、我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、継続的に実施されることが必要な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。 このため、信用基金は、以下の点を踏まえて業務運営を行うものとする。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 【略】</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 【略】</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>○ 平成17年度の当期損益は、法人全体で15億31百万円の利益となった。これを勘定毎にみると、農業信用保険勘定で損失（1億18百万円）を計上したが、他の4勘定は利益を計上した。</p> <p>1 平成17事業年度予算及び決算（全勘定の合計。勘定毎の実績については別添資料参照のこと。以下同じ。）</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">予 算</th> <th style="text-align: center;">決 算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫補助金</td> <td style="text-align: right;">377</td> <td style="text-align: right;">377</td> </tr> <tr> <td>受入事業交付金</td> <td style="text-align: right;">2,240</td> <td style="text-align: right;">2,240</td> </tr> <tr> <td>政府補給金受入</td> <td style="text-align: right;">103</td> <td style="text-align: right;">53</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体出資金</td> <td style="text-align: right;">39</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td>民間出資金</td> <td style="text-align: right;">13</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	予 算	決 算	収入			国庫補助金	377	377	受入事業交付金	2,240	2,240	政府補給金受入	103	53	地方公共団体出資金	39	4	民間出資金	13	-
科 目	予 算	決 算																						
収入																								
国庫補助金	377	377																						
受入事業交付金	2,240	2,240																						
政府補給金受入	103	53																						
地方公共団体出資金	39	4																						
民間出資金	13	-																						

事業収入	154,503	89,934
受託事業収入	3	4
運用収入	1,888	1,935
借入金	63,416	19,253
その他の収入	4	110
合計	222,585	113,910
支出		
事業費	222,193	110,001
一般管理費	2,392	2,002
直接事業費	416	265
管理業務費	323	235
人件費	1,653	1,502
合計	224,585	112,004

2 平成17事業年度収支計画及び実績

(単位：百万円)

科 目	計 画	実 績
収益		
経常収益		
補助金等収益	377	286
政府事業交付金収入	2,240	2,166
政府補給金収入	103	53
事業収入	10,847	9,545
受託事業収入	3	4
財務収益	1,892	1,935
引当金等戻入	428	2,460
雑益	4	16
臨時利益	—	9
計	15,893	16,475
積立金取崩額	174	—
当期総損失	435	—
合計	16,502	16,475
費用		
経常費用		
事業費	12,265	11,380
一般管理費	2,517	1,930
直接業務費	354	203
管理業務費	317	227
人件費	1,846	1,500
減価償却費	76	84
財務費用	148	62
引当金等繰入	1,497	1,487
雑損	—	1
臨時損失	—	0

計	16,502	14,943
当期総利益	—	1,531
合計	16,502	16,475

※ 収支計画予算における引当金は洗替方式により計上したが、決算額が差額補充方式のため、比較上、予算額を差額補充方式に変更。

3 平成17事業年度資金計画及び実績

(単位：百万円)

科 目	計 画	実 績
収入		
業務活動による収入	159,049	94,608
投資活動による収入	72	33
財務活動による収入	63,468	19,259
前年度からの繰越金	97,574	132,529
合計	320,163	246,429
支出		
業務活動による支出	164,266	94,165
投資活動による支出	4	5
財務活動による支出	60,216	17,989
翌年度への繰越金	95,677	134,271
合計	320,163	246,429

1 業務収支の均衡

適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定のほか、次の①から③の定めるところにより、業務収支の均衡（経常損益ベース）を達成する。

① 中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、信用基金が保証契約の当事者となる林業信用保証業務においては、引受審査能力の向上等によりその代位弁済率を2.98%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故

1 業務収支の均衡

平成17事業年度業務収支の計画及び実績

(単位：百万円)

	収 益 (A)	費 用 (B)	収 支 差 (A-B)
計 画	13,599	13,879	▲279
実 績	13,098	12,895	203

※ 収支計画予算における引当金は洗替方式により計上したが、決算額が差額補充方式のため、比較上、予算額を差額補充方式に変更。

○ 独立行政法人移行後から平成17年度までの間に保証契約・保険契約を締結した案件についての代位弁済率及び事故率は、次のとおりである。

① 林業信用保証業務 1.58%

平成15年度下期から平成17年度に保証引受した案件の当該期間中の代位弁済額／平成15年度下期から平成17年度中に保証引受した額
 =1,762,354千円／111,388,621千円

<p>となる農業信用保険業務及び漁業信用保険業務においては、基金協会の引受審査能力の向上に資する連携強化等により、農業信用保険業務にあつてはその事故率を0.13%以下、漁業信用保険業務にあつてはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p>		<p>② 農業信用保険業務 0.07% $\left[\begin{array}{l} \text{平成15年度下期から平成17年度に保険引受した案件の当該期間中の保険金支払額} / (\text{平成} \\ \text{15年度下期から平成17年度中に保険引受した額} \times \text{保険填補率 (70\%)}) \\ = 795,470 \text{千円} / (1,634,353,882 \text{千円} \times 0.7) \end{array} \right]$</p> <p>③ 漁業信用保険業務 0.62% $\left[\begin{array}{l} \text{平成15年度下期から平成17年度に保険引受した案件の当該期間中の代位弁済額} / \text{平成15} \\ \text{年度下期から平成17年度中に保険引受した額} \\ = 1,974,120 \text{千円} / 318,883,760 \text{千円} \end{array} \right]$</p>
<p>② 基金協会、債権回収業者（サービサー）等との連携等による求償権の管理・回収を強化し、回収実績を向上させるとともに、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。</p>		<p>(1) 求償権の管理・回収</p> <p>① 平成17年度の回収金収入の目標を6,119百万円と設定したところ、回収実績は5,022百万円となった。 目標の未達の主な要因は、林業信用保証業務において、山林担保の価値及び流動性の一層の低下等により目標を下回る結果となったことによる。</p> <p>② 求償権の管理・回収の強化に向けた取り組み</p> <p>ア 農業信用保険業務 大口債務者の現況、回収方針、大口債務者の代位弁済の実情等についての17基金協会との現地協議の実施、求償権管理回収等事務研修会の開催、次年度保険金・回収見込額等の全基金協会に対する調査、また、当年度事業見込み、次年度事業計画等について申し出のあった16基金協会との個別協議の実施などを通じ、基金協会との連携強化に努めた。</p> <p>イ 林業信用保証業務 基金が直接に回収を行うものについては、回収チームを編成して現地交渉や催告書による請求を増やすことなどにより回収実績の向上に努めた。また、債権回収業者（サービサー）と連携して定期的に回収方針の打ち合わせを行うとともに、競売の申し立てや訴えの提起等の法的措置を講じることなどにより回収実績の向上に努めた。</p> <p>ウ 漁業信用保険業務 求償権を有する39の基金協会より平成17年3月末現在の「求償権分類管理表」及び平成17年9月末現在の「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報を共有するとともに、求償権回収方針や求償債務者の現況等について12の基金協会との個別協議（うち現地協議5基金協会）の実施を通じ、基金協会との連携強化に努めた。</p> <p>③ その他収支改善に向けた取り組み</p> <p>ア 農業信用保険業務</p> <p>(ア) 大口保険引受案件について、保証引受前に基金協会と事前協議を行い、審査を徹底した。これにより、大口引受案件356件のうち、引受に至らなかった案件は8件、融資条件が変更された案件は12件であった。</p> <p>(イ) 基金協会に対し、延滞案件の早期把握、督促の徹底や経営不振の被保証先に対する期中管理</p>

			<p>の徹底を要請するとともに、大口保険金請求予定案件34件について代位弁済前の事前協議を行った。基金協会では、これらを踏まえ、事故の防止・抑制に向けた被保証先に対する経営の見直しや資産処分等についての指導が行われた。</p> <p>イ 林業信用保証業務 審査協議会の開催を通じた厳格な保証審査（審査協議197件中、81件について保全措置の追加、拒否等の対応）、適切な期中管理（現地調査33件、長期保証についての決算書の徴求）による代位弁済の抑制を行った。</p> <p>ウ 漁業信用保険業務 (ア) 大口保証引受案件について、保証引受前に基金協会と事前協議を27件行い、審査を徹底した。 (イ) 基金協会に対し、延滞案件の早期把握、督促の徹底や期中管理の徹底を要請するとともに、大口保険金請求予定案件43件について代位弁済前の事前協議を行った。基金協会では、これらを踏まえ、事故の防止・抑制に向けた被保証先に対する経営の見直しや資産処分等についての指導が行われた。</p> <p>(2) 保険料・保証料・貸付金利息の確実な徴収 農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務における保険料又は保証料及び貸付金利息は、予め納入期限、保険料及び保証料等の確認を行うことにより、全額徴収した。</p>
<p>③ 共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。</p>			<p>○ 共済団体に対する貸付けについては、貸付けに係る借入申込書及び償還計画書等の審査を迅速・的確に処理するとともに、貸付金の回収については、共済団体等に対して予め償還期限、貸付金及び貸付金利息等の確認を行うことにより、全額回収した。</p>
<p>2 責任準備金の計上 保証・保険に係る業務については、適切な責任準備金の計上を行う。</p>			<p>2 責任準備金の計上 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の責任準備金については、会計規程等に基づき、将来の保険金支払リスクに見合うものとして、農業信用保険業務において62億57百万円、漁業信用保険業務において35億38百万円を計上した。</p> <p>(2) 林業信用保証業務の保証債務損失引当金については、会計規程等に基づき、債務保証の履行によって生じる損失に見合うものとして73億62百万円を計上した。</p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 ○ 長期借入金の条件 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成14年法律第128号)第17条第1項（漁業</p>			<p>第4 その他 1 長期借入金の条件 林業信用保証業務における農林漁業金融公庫に対する資金寄託業務の財源として、平成17年度は、次表のとおり2回にわたって長期借入れを行った。 借入れにあたっては、一層の事業費の節減につながるよう平成17年度から一般競争入札を実施した。</p>

災害補償法(昭和39年法律第158号)第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

	借入時期	借入金額	借入利率
上期	17年 6月	9億72百万円	0.320%
下期	17年10月	19億82百万円	0.637%

第4 短期借入金の限度額
2,975億円

2 短期借入金の限度額
(1) 平成17年度には農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関して、次のとおり短期借入れを行った。その結果、平成17年度の短期借入金は162億99百万円となった。
(2) 農業災害補償関係業務においては、平成17年度には、農業共済団体等に対する貸付金原資とするため、1件、3億円の短期借入れを行い、全額を年度内に償還した。
(3) 漁業災害補償関係業務においては、平成17年度には、漁業共済団体に対する貸付金原資とするため、15件、159億99百万円の短期借入れを行い、年度末借入金残高は35億68百万円となり、同額を借り換えた。

第5 重要な財産の譲渡等の計画
事務所の統合に伴い、一番町事務所(全国農業共済会館6階)の譲渡を計画的に行う。

平成16年度に措置済み

第6 剰余金の使途
農林漁業金融のセーフティ・ネット機関としての役割の向上のため、
・ 金融業務に精通した人材の育成・研修
・ 政策金融の進展に適合する各種システムの開発
・ 債権管理強化のため連携する県単位機関等の能力の

平成17年度実績無し

	向上 の使途に使用		
	第7 施設及び設備に関する計画 4分野に分かれている事務所の統合を計画的に行う。		平成16年度に措置済み
	第8 人事に関する計画 (1) 方針 農林漁業金融をめぐる情勢の変化に即応して、信用基金の業務の円滑な実施を担うことができる人材を確保するため、職員に対する各種研修を効果的に実施していくとともに、高度な専門知識を有する職員を採用する。 また、管理部門の業務の効率化を図ること等により、業務の質や量に対応した適切な人員配置を実現する。	第4 人事に関する計画	3 人事に関する計画
	(2) 人員に係る指標 ① 認可法人の時と比べて管理部門の常勤職員数を削減する。 ② 期末の常勤職員数は期初を上回らないものとする。 (参考1) 期初の常勤職員数 130名 期末の常勤職員数の見込み 123名 (前倒分と合わせて10名の減) (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み		(1) 人員に係る指標 ① 管理部門（総務部、経理部）について、独立行政法人移行後4名の削減を行っている。 ② 常勤職員数は、平成17年度末で124名であり、期初（平成15年10月1日時点）の130名を上回っていない。 ③ 平成17年度の人件費は、15億2百万円であった。この結果、平成15年度から平成17年度の人件費の累計額は37億92百万円となった。

	<p>75億円。 ただし、上記の額は、役員給与、職員給与、嘱託手当、社会保険料負担金及び退職給与引当金繰入に相当する範囲の費用である。</p>		
	<p>(3) 人材の確保及び養成に関する計画 ① 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、4分野の事務所統合にあわせ、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。</p>	<p>(1) 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材の採用を図ることができるよう、引き続き、ホームページ等を通じて、信用基金の政策的役割等を積極的にアピールする。</p>	<p>(2) 人材の確保及び養成に関する計画 ① 金融実務等に精通した人材を金融機関等から受け入れ（出向）、これら職員の専門的知見を効果的に発揮できる部署に配置した。 ② 平成18年度採用予定職員の募集に際しては、信用基金の政策的役割等を積極的にアピールしつつ、新規卒卒者に加え民間企業に勤務する金融・保険業務経験者も対象として、ホームページ等で周知を図った。</p>
	<p>② 人材の養成 個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用（交流）した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。</p>	<p>(2) 人材の養成 引き続き、個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、部署・階層別のほか、専門性の高い業務に関する研修を実施する。</p>	<p>(3) 職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うために、以下の措置を講じた。 ① 農業信用基金協会と信用基金の職員の人事交流の実施 ・信用基金から基金協会への出向により、融資機関並びに債務者との折衝、保証審査、代位弁済、求償権回収等の貴重な現場経験を積むことができる。 ・基金協会から信用基金への出向により、制度改正を通じた主務省との折衝、関係団体との協議、全国の基金協会との連携等の信用保証保険事業の全般的な経験を積むことができる。 ② 研修計画に基づく研修の実施 ・新規採用者研修（新規採用者に信用基金の業務を理解させるための研修、4月） ・改正民法研修（根保証制度に係る民法改正に関する研修、5月） ・個人情報の保護関係研修（個人情報の保護に関する適切な取扱いのための研修、7月） ・経済・金融情勢研修（最近の経済・金融の情勢、金利の動向に関する研修、2月） ・農林漁業の将来展望に係る研修（農業を取巻く情勢、農政の動向に関する研修、3月） ・業務の効率的な運営に係る研修（独立行政法人としての業務の効率的運営に関する研修、3月） ・農林漁業の経営実態の把握（千葉県内、花卉温室団地などにおいて農業・漁業の現場作業体験研修、9月） ・コンプライアンス研修（コンプライアンスの理解を深め、職員倫理の適正化に関する研修、1月） ・政府関係法人会計事務研修（財務省会計センター主催、10～11月） ・予算編成支援システム研修（財務省主計局主催、10月） ・評価・監査セミナー（総務省行政評価局主催、8月） ・金融・保証等に関する通信教育研修の実施 研修終了後においては、受講者にレポートを求め習熟度の点検を行った。また、今後の研修計画へ反映させるためアンケートを実施した。 ③ 関係機関との合同研修の実施</p>

			初級職員研修会（7月） 求償権管理回収等事務研修会（9月） 保証審査実務担当者研修会（11月） 全国研修会（求償権の回収事例、時効管理）（12月）
--	--	--	--

1. 平成17事業年度予算及び決算

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
国庫補助金	377	377	-	-	377	377	-	-	-	-	-	-
受入事業交付金	2,240	2,240	1,046	1,046	590	590	603	603	-	-	-	-
政府補給金受入	103	53	-	-	103	53	-	-	-	-	-	-
地方公共団体出資金	39	4	-	-	39	4	-	-	-	-	-	-
民間出資金	13	-	-	-	13	-	0	-	-	-	-	-
事業収入	154,503	89,934	52,423	39,533	13,699	9,452	25,268	21,061	47,512	2,566	15,602	17,322
受託事業収入	3	4	-	-	-	2	-	-	3	2	-	-
運用収入	1,888	1,935	916	849	249	310	532	616	189	159	3	0
借入金	63,416	19,253	-	-	3,200	2,954	-	-	44,793	300	15,423	15,999
その他の収入	4	110	2	8	2	25	0	62	-	1	0	15
合 計	222,585	113,910	54,387	41,436	18,272	13,768	26,403	22,342	92,497	3,029	31,027	33,335

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
事業費	222,193	110,001	53,485	41,614	18,311	11,740	27,188	21,157	92,266	2,594	30,943	32,897
一般管理費	2,392	2,002	980	775	645	615	501	378	196	171	71	64
直接業務費	416	265	242	136	91	82	64	35	15	11	4	1
管理業務費	323	235	95	72	91	79	97	48	27	27	14	9
人件費	1,653	1,502	643	566	464	454	339	294	153	134	54	53
合 計	224,585	112,004	54,464	42,388	18,956	12,355	27,689	21,535	92,462	2,765	31,015	32,961

2. 平成17事業年度収支計画及び実績

(1) 収益

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
経常収益	運営費交付金収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	補助金等収益	377	286	-	-	377	286	-	-	-	-	-
	政府事業交付金収入	2,240	2,166	1,046	1,046	590	640	603	480	-	-	-
	政府補給金収入	103	53	-	-	103	53	-	-	-	-	-
	事業収入	10,847	9,545	7,479	6,758	775	373	2,426	2,270	59	23	109
	受託事業収入	3	4	-	-	-	2	-	-	3	2	-
	退職給付引当金戻入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-
	財務収益	1,892	1,935	925	849	249	310	534	616	180	159	3
	引当金等戻入	21,147 (428)	2,460	-	875	20,975 (428)	721	172 (0)	864	-	-	-
雑益	4	16	2	8	2	8	0	0	-	1	0	
臨時利益	-	9	-	-	-	9	-	-	-	-	-	
積立金取崩額	174	-	174	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期総損失	435	-	-	118	351	-	109	-	-	-	-	
合計	37,221 (16,502)	16,475	9,626	9,654	23,422 (2,875)	2,401	3,846 (3,674)	4,230	242	191	111	

(2) 費用

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
経常費用	事業費	13,665 (12,265)	11,380	8,540	8,836	1,974 (575)	48	3,147	2,494	3	2	0
	一般管理費	2,517	1,930	1,033	765	699	590	507	342	201	162	77
	直接業務費	354	203	217	109	91	65	28	18	15	11	4
	管理業務費	317	227	92	72	91	74	95	46	25	26	14
	人件費	1,846	1,500	723	585	518	452	384	277	161	126	59
	減価償却費	76	84	53	51	1	21	20	10	2	2	0
	財務費用	148	62	-	1	103	55	-	0	17	0	28
	引当金等繰入	20,816 (1,497)	1,487	-	-	20,644 (1,497)	876	172 (0)	611	-	-	-
雑損	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
臨時損失	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	
当期総利益	-	1,531	-	-	-	810	-	773	19	25	6	
合計	37,221 (16,502)	16,475	9,626	9,654	23,422 (2,875)	2,401	3,846 (3,674)	4,230	242	191	111	

(注) 1. 収支計画は、予算ベースで作成した。

2. 引当金等戻入、事業費及び引当金等繰入の科目において、計画の上段は洗替方式による額で、計画の下段のカッコ書き及び実績欄は差額補充方式による額で、それぞれ計上している。

3. 平成17事業年度資金計画及び実績

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による収入	159,049	94,608	54,391	41,406	15,017	10,804	26,365	22,305	47,670	2,728	15,604	17,366
投資活動による収入	72	33	-	5	1	3	37	25	33	0	-	-
財務活動による収入	63,468	19,259	-	-	3,252	2,958	0	2	44,793	300	15,423	15,999
前年度からの繰越金	97,574	132,529	38,257	50,529	18,272	33,990	35,072	41,535	5,367	6,327	606	148
合 計	320,163	246,429	92,648	91,940	36,543	47,755	61,475	63,867	97,864	9,355	31,633	33,512

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による支出	164,266	94,165	54,421	42,413	18,930	12,447	27,669	21,551	47,658	2,470	15,588	15,282
投資活動による支出	4	5	2	4	-	-	2	1	1	-	0	-
財務活動による支出	60,216	17,989	-	-	-	-	-	-	44,793	300	15,423	17,689
翌年度への繰越金	95,677	134,271	38,225	49,523	17,612	35,307	33,804	42,314	5,413	6,585	622	542
合 計	320,163	246,429	92,648	91,940	36,543	47,755	61,475	63,867	97,864	9,355	31,633	33,512

(注) 資金計画は、予算ベースで作成した。

平成17事業年度業務収支計画及び実績

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
収 益	政府事業交付金収入	2,240	2,166	1,046	1,046	590	640	603	480	-	-	-	-
	政府補給金収入	103	53	-	-	103	53	-	-	-	-	-	-
	事業収入	10,829	9,538	7,466	6,747	775	382	2,420	2,265	59	23	109	122
	引当金等戻入	21,147 (428)	1,340	-	619	20,975 (428)	721	172 (0)	-	-	-	-	-
	合 計	34,318 (13,599)	13,098	8,512	8,412	22,443 (1,896)	1,796	3,196 (3,024)	2,745	59	23	109	122
費 用	事業費	13,633 (12,234)	11,349	8,512	8,808	1,974 (575)	47	3,147	2,494	-	-	-	-
	財務費用	148	59	-	-	103	53	-	-	17	0	28	5
	引当金等繰入	20,816 (1,497)	1,487	-	-	20,644 (1,497)	876	172 (0)	611	-	-	-	-
	合 計	34,597 (13,879)	12,895	8,512	8,808	22,721 (2,174)	976	3,319 (3,147)	3,105	17	0	28	5
収 支 差	△ 279	203	-	△ 396	△ 278	819	△ 123	△ 360	42	23	80	117	

(注) 1. 収支計画は、予算ベースで作成した。

2. 引当金等戻入、事業費及び引当金等繰入の科目の上段は洗替方式による額で、下段のカッコ書きは差額補充方式による額でそれぞれ計上している。